

令和4年6月1日請求分より

# 請求書への押印を 省略できるようになります ※1,2

船橋市での相手方登録(口座情報の登録)がある場合は、押印の省略が可能です。

相手方登録がお済みでない場合は相手方登録申請書を事業担当課までご提出ください。

✓相手方登録申請書は船橋市ホームページよりダウンロードが可能です。

船橋市ホームページ【<https://www.city.funabashi.lg.jp>】

◆有資格者名簿登載業者口座登録用

トップ>産業・事業者向け>入札情報・業者登録>業者登録・登録内容の変更>支払金口座情報の登録申請

◆有資格者名簿登載業者の口座登録以外

トップ>市政・市の紹介>出納・公金の管理>相手方登録>相手方登録について

(※1)事業担当課の事務処理の方法によっては押印を省略できない場合があります。

(※2)請求または受領の委任を行っている場合の支払については押印を省略できません。

(押印が省略できる場合の請求書の例) 請求書には①～⑤の項目が必要です。

令和4年6月1日

**請 求 書**

①請求先の表示  
船橋市長 あて

②請求の日付

③請求者の住所・名称  
船橋市湊町2-10-25  
(株)かいけい商事  
代表取締役 船橋太郎

④請求の内容  
下記のとおり請求いたします。

品名	数量	単価(円)	金額(円)
ボールペン	5	100	500
鉛筆	20	50	1,000
小 計			1,500
消 費 税			150
合 計			1,650

⑤請求金額

問い合わせ先：船橋市役所 会計課 047-436-2726

※業務に関することや入金日については事業担当課へお問い合わせください。